電通グループ人権ポリシー

概要

当社グループは、事業活動のあらゆる側面において、国際的に認められているすべての人権規範及び国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を遵守し、人権を尊重することを誓約します。

当社グループの人権ポリシーは、以下の国際的な規範及び業界の原則に基づいています。

- 世界人権宣言
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- ビジネスと人権に関する指導原則
- 国連グローバル・コンパクトの原則
- 労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言
- 子どもの権利条約
- OECD 多国籍企業行動指針

人権の尊重と推進を中核的な事業戦略として位置づけることは、社会を形成する「人を中心とした変革」の最前線に立つという当社グループのビジョンに合致するだけでなく、当社の長期的な成功においても不可欠です。

本ポリシーは、地域や事業体を問わず、また、当社グループの活動や取引関係、サプライヤーを通じて影響を受ける可能性のあるすべての個人や組織を対象として、組織全体における人権への影響を管理するための標準的かつ一貫したアプローチを確立することを目的としています。

本ポリシーは、取締役、役員、従業員、及び派遣社員を含む、当社グループで働く、又は当社グループに雇用されているすべての人に適用されます。また、当社グループは、クライアントやサプライヤーを含む、当社グループの事業、製品又はサービスに直接関連するビジネスパートナーに対しても、国際的に認められた人権基準に沿った取り組みを行うことを期待するとともに、適切なエンゲージメントを通じてこれらの取組みの促進に努めます。

01　ガバナンス

本ポリシーは、当社グループの人権問題に関する統括責任者であるグローバル・チーフ・コーポレート・アフェアーズ・オフィサーが所管しています。

人権担当責任者は、本ポリシーの日常的な実施に責任を有し、グループ内の各チームと緊密に連携しながら、人権への影響の予防、軽減及び是正に向けた体制の構築と定着を推進します。

人権は、グループサステナビリティ委員会における常設議題となっています。

02　人権リスク及び影響

当社グループは、以下の継続的な人権デュー・ディリジェンスを通じて、人権への配慮が必要な主要領域を特定しています。

- 社会、環境、及びセキュリティに関する事案についての速やかな注意喚起
- 地域／集団又は市場における人権及び労働上の権利のリスクプロファイルの定期的な評価（最低年 1 回）
- サプライヤーやビジネスパートナーとのエンゲージメント
- 年次の従業員アンケート

また、当社グループは、社内外の専門知見を活用し、影響を受ける可能性のあるグループやその他のステークホルダーとの有意義な対話を行うことで、詳細な人権影響評価（Human Rights Saliency Assessment）を実施しています。これには、社内外のステークホルダーとの対話が含まれ、従業員や消費者アンケートの結果を通じて影響を受けるステークホルダーの関与も組み込まれています。人権影響評価は、バリューチェーンを含む、当社グループのグローバル事業活動のあらゆる側面を対象としています。

グループ全体を対象とした最新の人権影響評価により特定された、当社グループの顕著なリスクは以下のとおりです。

- 平等と無差別の原則
- 思想、意見、宗教、信仰、表現の自由と、情報へのアクセスの自由
- 労務上の権利とハラスメント
- 業務上のプライバシー・個人情報の保護
- 子どもの権利の保護
- 現在・将来世代のための健康的な環境

当社グループの人権影響評価の詳細については、当社グループウェブサイトをご覧ください。

当社グループは、グループ全体での人権影響評価を補完する形で、個別の人権リスクに関する影響評価や各種施策、及び各マーケットにおけるより詳細な影響評価等も実施しています。

03　当社グループのコミットメント

人権尊重は、「電通グループ行動憲章」の中核をなすものであり、当社グループの広範な事業活動と取引の管理方針と手続きに組み込まれています。加えて、当社グループは、「電通グループサプライヤー行動規範」の中で、サプライヤーに対する最低限の期待事項を定めています。

当社グループは、事業を展開する各国・各地域において適用されるすべての法律及び規制、並びに国際的に認められた人権基準を遵守します。国際的に認められた人権基準と各国・各地域の法律や規制が相反する場合、当社グループは、現地の法規制を遵守しつつ、国際的な人権の原則を尊重する方法を模索します。

03.01　平等と無差別の原則

- 当社グループは、人種、宗教、国籍、民族的又は社会的出身、性別、性自認及び性的指向、年齢、妊娠、障害、その他法令により許容されない差別を行いません。
- 当社グループは、職場環境及び市場の双方において、平等な機会と無差別の原則を尊重します。

03.02　思想、意見、宗教、信仰、表現の自由と、情報へのアクセスの自由

- 当社グループは思想、意見、宗教、信仰、表現の自由、及び情報へのアクセスが、創造、革新、進歩を育むために不可欠であることを認識し、これらの原則を尊重します。
- 当社グループは、クライアントの広告の制作及び掲載が、いかなる適用法令にも抵触しないよう努めます。

03.03　労務上の権利とハラスメント

- 当社グループは、当社グループのすべての従業員、派遣社員、来訪者、クライアント、消費者、サプライヤー、及び状況に応じて求職者、応募者、元従業員に対し、 国際労働基準及び現地の規制を遵守します。
- 当社グループは、職場におけるいじめ、差別、ハラスメント、及び被害者への報復行為を容認せず、懸念される事態を報告し、対処するための匿名通報窓口を提供します。
- 当社グループは、いかなる形態の強制労働や奴隷労働、人身売買に対してもゼロトレランスの方針を掲げ、関連する児童労働法を含む、適用される雇用及び人権関連法規を遵守することを約束します。当社グループは、当社グループの事業及びサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの一環として、これらのリスクに対処します。また、ビジネスパートナーに対しても、同様の対応を求めます。
- 当社グループは、すべての労働者が国内法に従い、脅迫や報復を恐れることなく、自ら選択した労働組合を結成・加入し、団体交渉を行う権利を尊重します。
- 紛争の影響を受けている地域では、さらなる困難が生じる可能性があるため、従業員の安全と安心を確保するために特別な予防措置を講じ、現地当局やステークホルダーと緊密に協力し、リスクを軽減し、人権を尊重します。

03.04　業務上のプライバシー・個人情報の保護

- 当社グループは、データ保護義務の遵守を確保するために、適切なガバナンス及び保護措置を整備します。当社グループのデータ保護に関する方針及び取組みには、「電通グループグローバルデータ保護原則」に定められています。

- 当社グループは、データ保護を基本的人権の一つとして認識し、個人及びその個人データを適切にかつ尊重して取り扱います。また、当社グループが事業活動を行う組織、パートナー及びコミュニティにおいて、善の力となれるよう目指します。
- 当社グループは、プライバシー及びデータ保護関連法令に従い、個人データの取扱い及び処理に関して、常に透明性を確保することに努めます。
- 当社グループは、子どものプライバシー保護に関する法令を遵守するとともに、子どもから取得した、又は子どもに関して収集されたデータについて、公正かつ責任ある方法で取り扱われることを確保します。

03.05　子どもの権利の保護

- 当社グループは、国際人権法の下で子どもに特別な保護が与えられていることを認識し、当社グループのあらゆる事業活動において、子どもの権利を尊重し、これを促進します。

03.06　現在・将来世代のための健康的な環境

- 当社グループは、環境への影響を特定し管理することで、効率性の向上及び健康的な環境の促進を図るとともに、適用される環境関連法令の長期的な遵守に努めます。

当社グループは、上記のコミットメントに関連し、人権デュー・ディリジェンス及び関連する取組みを実施する際、子ども、女性、移民労働者、先住民族などの潜在的に脆弱なステークホルダーや、地域社会に対して特に配慮を行います。

04　人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、当社グループの事業活動及びサプライチェーンを含むバリューチェーン全体において人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権リスクの特定、防止及び軽減に取り組みます。当社グループの取組みは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿ったものです。このプロセスには、継続的なリスク評価、方針管理及び啓発や研修を含む人権リスクの防止及び軽減に向けた各種の取組み、実効性評価、及び透明性のある情報開示が含まれます。

当社グループは、本ポリシーが事業活動全体に浸透するよう、従業員の人権意識を高めるための研修及びコミュニケーションを実施します。

当社グループは、潜在的及び実際の人権への影響に対処するための措置について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行うことに取り組んでいます。

当社グループは、ウェブサイトや各種の情報開示手段を通じて、人権の取組みの進捗状況や結果に関する情報を開示しています。

05　苦情処理及び救済

当社グループは、すべての従業員及び社外のステークホルダーが人権に関する懸念を報告することを奨励しています。そのひとつが、外部運営による、無料で匿名かつ機密が守られ、適切な言語で利用できる「Speak Up@dentsu」ポータルです。「電通グループサプライヤー行動規範」では、サプライヤーに対し、当社グループとの取引又は関係に関連し、サプライヤー行動規範違反を含む実際又は潜在的な懸念や不正行為に関する懸念や疑念を抱いた場合、 Speak Up@dentsu を利用して報告することを求めています。

当社グループは、提起された懸念については徹底的に調査を行い、それが実証された場合には、適切な改善・是正措置を講じます。

当社グループは、役職員及び契約社員等を対象とした年次研修に、「電通グループ行動憲章」及び Speak Up@dentsu に関する内容を含めています。

06　制定と改訂

本ポリシーは、当社グループ内の部門横断的な協力と外部専門家によるステークホルダーとの協議を通じて策定され、グループ・マネジメント・ボードの承認を得ています。本ポリシーは、事業環境の変化を反映するために定期的に見直され、また、人権担当部門による継続的な関与と内部統制の枠組みを通じて遵守状況が追跡されます。

07　本ポリシーの関連情報

タイトル	グループ人権ポリシー
文書番号	G/O/S/001
目的	人権尊重を事業活動全体に根付かせるためのコミットメントを示し、当社グループのために、又は当社グループとともに働くすべての人が遵守すべき最低限の期待事項を定義します。
関係者	各リージョナル CEO、各リージョナル CFO、グローバル・コミュニケーション
カテゴリー	オペレーション
サブカテゴリー	法務・コンプライアンス
承認機関	グループ・マネジメント・ボード
ポリシーオーナー	グローバル・チーフ・コーポレート・アフェアーズ・オフィサー
ポリシーオーサー	グローバル・ゼネラル・カウンセル コーポレート・セクレタリー兼デピュティ・ゼネラル・カウンセル
承認日	2026 年 5 月 14 日
発効日	承認日と同じ
審査日	2年

08　本ポリシーの関連文書及び補足文書

ポリシー	電通グループ内部通報ポリシー、 電通グループセキュリティ＆テクノロジーポリシー、電通グループ調達ポリシー、 電通グループ個人データ保護及びプライバシーポリシー、 電通グループデータグローバル保護原則、 電通グループ生成 AI ポリシー、電通グループサプライヤー行動規範
フォーム	該当なし